

東京 2020 オリンピック 聖火リレーを開催します

市では6月18日に、国立天文台水沢V L B I 観測所から後藤伯記念公民館までの1・57 kmを8区間に分けて、8人のランナーで聖火をつなぎます。聖火リレーの様子は、専用サイトでライブ配信します。沿道での密集を避けるため、ご自宅での応援をご検討ください。

■問い合わせ＝本庁生涯学習スポーツ課スポーツ振興係（江刺総合支所・☎ 34-2498）

日 時 6月18日 **金** **スタート／午前10時42分**
ゴール／午前11時02分

コース ①国立天文台電波望遠鏡前～②奥州宇宙遊学館～③天文台バス停前～
④天文台通り～⑤観光物産センター前～⑥大畑地区集会所前～
⑦日高神社入口バス停前～⑧大手通り～後藤伯記念公民館（ゴール地点）
※国立天文台、宇宙遊学館などコース周辺は、一般車両の駐車はできません

◎走行ルート・交通規制図



インターネットで配信します

聖火リレーの様子は、NHK聖火リレー専用サイトでライブ中継されますので、ご自宅での応援をご検討ください。

聖火リレー専用サイト▶



◎聖火ランナー紹介

- ★本間 ^{まれき} 希樹さん
（国立天文台水沢V L B I 観測所所長）
- ★大崎 ミオさん（市内在住）
- ★グループランナー 6人

◎当日の交通規制

聖火リレーの実施に伴い、走行ルートと周辺道路の交通規制（車両通行止め）が左図のとおり実施されます。
市民の皆さまにはご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。
【規制時間】午前10時～11時40分
※国道397号（含む）から南側は、午前11時10分に解除します

観覧時のお願いと注意事項

- 沿道では、マスクの着用、密集を避け適切な距離を保ち観覧してください。
- 沿道では、係員や警備員の指示、誘導に従うようご協力をお願いします。
- 大声は出さずに、拍手による応援をお願いします。
- 聖火リレー当日は、ドローンをはじめとする小型無人機などの飛行が禁止されます。
- 観覧者用の駐車場、駐輪場は用意していません。

6月は「環境月間」です ～環境問題について考えましょう～

■問い合わせ
本庁生活環境課
環境係（☎34-2340）、生活衛生係（☎34-2341）

環境省は6月を「環境月間」として、環境についての関心と理解を深め、積極的に環境保全活動を行うよう呼び掛けています。一人一人の取り組みが大きな結果につながります。冷房の適正な温度設定や軽装など、家庭や職場でできることから始めてみましょう。

テレビを消して、読書・読み聞かせの時間に
テレビやゲームを消して、読書や読み聞かせをしてみませんか。テレビなどを消すことで、電気使用量が低減し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を抑えることができます。この機会に、環境に関する本を読んで、環境のことを考えてみましょう。

環境月間に読みたい オススメの1冊



いろいろはっぱ
小寺卓矢 写真・文（アリス館）
いろんな形、いろんな大きさの葉っぱが登場します。自然の豊かさが実感できる写真絵本です。

胆沢図書館では、7月14日まで、テーマ絵本『みどりのえほん』を特集しています。企画展『多様性ってなんだろう？』は、7月8日まで開催中！



◀おすすめ図書 ホームページ
（国連生物多様性の10年日本委員会）

水生生物調査に参加してしてみませんか
市では、「水生生物調査」に参加する団体の申し込

各種助成制度のお知らせ

★資源物の集団回収を行った団体に報奨金交付

ごみの減量化促進のため、資源物の集団回収を行った団体に報奨金を交付します。集団回収でリサイクルを進め、報奨金を団体活動資金として活用できます。

■対象団体

子ども会、PTA、自治会など（個人や事業所は対象外）

■対象品目

紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック）、アルミ缶、スチール缶、リターナブルビン

■交付額

回収した重量1kg当たり3円
※ピンは1本当たり0.5kg換算

■必要書類

資源物の売上伝票（日付、資源物の種類、数量が記載されているもの）、代表者の印鑑、通帳

★問い合わせ・申込先 本庁生活環境課生活衛生係（☎ 34-2341）

みを受け付けています。川底や石の裏側などにすむ水生生物を調べることで、その川の水質を知ることができます。身近な川の魅力に触れてみませんか。

講師の派遣や道具の貸し出しについてのご相談も受け付けています。

■対象団体

エコクラブ、子ども会、一般市民団体、中学校・高等学校における部活動など

■調査期間

6月から9月まで

「おうしゅうエコ事業所」に登録しませんか

環境に配慮した取り組みを自主的に定め、市に登録して実践する制度です。登録した事業所に登録証を交付し、市ホームページなどで市民に紹介しています。使用済み用紙や封筒の再利用など、簡単な取り組みから参加することができます。登録できるのは市内の事業所です。

積極的にエコに取り組み、環境保全の輪を広げましょう。

■問い合わせ・申込先

本庁生活環境課環境係（☎ 34-2340）



★生ごみ処理機器を購入した人に助成

一般家庭から排出される生ごみの減量のため、生ごみ処理機器を購入した人に、購入費用の一部を助成します。

■対象者

生ごみ処理機器を購入し、購入時と申請時に市内に住所がある人

■対象商品

生ごみ処理機、生ごみコンポスト容器など

■助成金額

購入価格の3分の1（千円未満切り捨て）
※助成は年度内に1回、上限15,000円

■必要書類

領収書（原本）、保証書や説明書（品名や型番が記載されたもの）、印鑑、通帳

